

前橋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例において「補償基礎額」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額</u></p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例において「補償基礎額」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>